知立市全国大会等出場報奨金交付基準

知立市教育委員会

1　　趣旨及び目的

この基準は、市民のスポーツ活動及び文化活動など生涯学習の一層の振興を図ることを目的として、スポーツ大会及び文化大会など（以下「大会等」という。）に出場する者に対して報奨金を支給するため、必要な事項を定めるものとする。

2　　対象者

市内在住、在勤、在学者及び知立市スポーツ協会加盟者のほか教育委員会が認める者。
ただし、愛知県中小学校体育連盟から派遣される者は除く。

3　　対象大会

報奨金の交付対象となる大会は、次に掲げるものとする。

(1) 予選会、標準記録を突破する等の選手選考を経て出場する下記の大会
（ただし、障がい者大会は選手選考を経なくてよい）

ア　国際大会

イ　全国大会…文部科学省等国の機関、教育委員会が認めた統括団体又はその加盟団体が主催、主管、後援などにより開催される全日本大会

(2) その他教育委員会が認めた大会

4　　報奨金の額

報奨金の額は、別表に定めるところによる。ただし、教育委員会が特に定めた場合は、この限りではない。

5　　報奨金の交付申請

報奨金の交付を受けようとする者（未成年の個人にあってはその保護者）は、全国大会等出場調書（別記様式）に次の書類を添えて、開催年度の翌年度 4 月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

(1) 全国大会等の開催要項等の内容が記載された書類
(2) 予選会または選考会の結果の記載された書類
(3) 全国大会にエントリーされたことを明らかにする書類
(4) 口座振替依頼書
(5) 委任状（振込希望口座が本人の口座以外の場合）

6　　大会出場結果報告

報奨金の交付を受けた者（未成年の個人にあってはその保護者）は、大会終了後速やかに、全国大会等出場報告書により結果報告を教育委員会に提出しなければならない。

都合により大会出場を辞退した場合や大会が不開催になった場合は、遅滞なく教育委員会へ報告するとともに、支給済みの報奨金を返還しなければならない。

7　　その他

この報奨金は一人又は一団体一年度１回を限度とする。（国際大会出場の場合はこの限りではない。）
この基準に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附　則

この基準は、平成１８年４月１日より施行する。
平成２３年７月１日一部改正
平成３０年８月１日一部改正
令和２年１２月１日一部改正
令和８年１０月１日一部改正

別表

報奨金の額

大会区分	交付対象者	交付額
国際大会	個人	20,000円／人
	団体	上記×人数　**120,000円限度**
全国大会	個人	5,000円／人
	団体	上記×人数　**30,000円限度**

※同一大会において団体戦、個人戦に出場の場合は、重複しての交付はしないものとする。